



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- *27 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 2
*28 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 2
*29 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 2

○ 告示

- 1352 一斉受令端末賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総合防災課) 3
1353 一般競争入札による落札者の決定 (情報政策課) 5
1354 救急病院の認定 (医務課) 5
1355 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 6
1356 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 7
1357 保安林の指定の解除 (森林整備課) 7
1358 保安林の指定施業要件の変更 (") 7
1359 保安林の指定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 8
1360 道路の区域変更 (道路保全課) 9
1361 道路の供用開始 (") 9
1362 道路の区域変更 (") 10
1363 道路の供用開始 (") 10
1364 道路の区域変更 (") 10
1365 道路の供用開始 (") 11
1366 道路の区域変更 (") 11
1367 道路の供用開始 (") 11
1368 道路の区域変更 (") 12
1369 道路の供用開始 (") 12
1370 道路の区域変更 (") 12
1371 道路の供用開始 (") 13
1372 道路の区域変更 (") 13
1373 道路の供用開始 (") 13
1374 道路の位置の指定 (都市政策課) 14
1375 " (") 14

○ 人事委員会告示

- *13 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程 14

○ 公告

- 入札公告 (総合防災課) 15
争議行為を行う旨の通知 (労働政策課) 18
" (") 18

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第27号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年10月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第2号に該当する団体の項中

「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を

「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
日本赤十字社」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第28号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年10月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

労働委員会	事務局長		
-------	------	--	--

」を

「

労働委員会	事務局長		事務局次長
-------	------	--	-------

」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第29号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年10月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

事務局長	課長	副課長
------	----	-----

」を

「

事務局長	事務局次長	課長	副課長
------	-------	----	-----

」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1352号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、一斉受令端末賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称

一斉受令端末賃貸借

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けたものとする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たすものであること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの資格を有すると認められること。

(2) 和歌山県が示す仕様を満足する提案書を提出した者であること。

コンソーシアムにあつては代表者がこの要件を満たすものであること。

(3) 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に、同種かつ同規模の事務機器の賃貸借等に関する役務の提供に係る事業実績があり、その成果が適正かつ優良であるものであること。

なお、同種とは、業務種目が事務機器の賃貸借等であり、同規模とは、この入札に係る調達の予定価格の2分の1以上の額の規模とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のうちいずれかがこの要件を満たすものであること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札資格審査申請書

(イ) 業務概要調書

(ウ) 業務実績調書

(エ) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票（いずれも発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 役員等に関する調書

(カ) 使用印鑑届

(キ) 印鑑証明書（発行後3か月を経過していないもの）

(ク) 財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(ケ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金

等を含む。)の全税目

- c 県内に居住する個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県及び市町村民税分）

(コ) 誓約書

(サ) 2の(2)に掲げる和歌山県が示す仕様に対する提案書

(シ) 2の(3)に掲げる事業実績を証する書類

イ コンソーシアムとして申請するとき。

アに掲げる書類及びコンソーシアム協定書を提出すること。

なお、アの(イ)から(コ)までについては構成員ごとに提出することとし、アの(シ)については該当する構成員が提出することとし、アの(サ)及びコンソーシアム協定書についてはコンソーシアムの代表者が提出すること。

- (2) 資格審査申請時点で既に要綱に基づく入札参加に関する知事の審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のアの(イ)から(ケ)までに掲げる申請書類に代えることができる。

なお、コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

- (3) (1)のアの(ア)から(ウ)まで、(オ)、(カ)、(コ)及び(シ)に掲げる申請書類並びにコンソーシアム協定書については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成26年10月31日（金）から同年11月17日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札資格審査等説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年11月20日（木）午後5時までに和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 入札資格審査等説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階

防災研修室 205

(2) 日時

平成26年11月17日（月）午後2時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年11月21日（金）から同月27日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2284

ファクシミリ番号 073-422-7652

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成26年12月2日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

9 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成26年12月5日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成26年12月10日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1353号

和歌山県きのくにe-ねっと（総合防災情報システム対応）構築・運用保守委託及び通信機器等の賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県きのくにe-ねっと（総合防災情報システム対応）構築・運用保守委託及び通信機器等賃貸借一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成26年9月4日

4 落札者の氏名及び住所

グループNTT

（代表者）西日本電信電話株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市一番丁5番地

（構成員）NTTビジネスソリューションズ株式会社
大阪府大阪市北区大深町3番1号
NTTファイナンス株式会社関西支店
大阪府大阪市中央区平野町二丁目3番7号

5 落札金額

1,950,367,680円（うち消費税及び地方消費税の額144,471,680円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成26年7月25日

和歌山県告示第1354号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年10月31日

- 1 名称 医療法人南労会紀和病院
- 2 所在地 橋本市岸上18番地の1
- 3 有効期限 平成29年10月18日

和歌山県告示第1355号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
City!WAKAYAMA
和歌山県和歌山市元寺町5-58外14筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社NOB JAPAN 代表取締役 延田久武生
大阪府大阪市中央区心斎橋筋二丁目1番6号
- 3 変更する事項
 - (1) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)敷地内西側、敷地内北側、別敷地東側 470台
(変更後)敷地内西側、敷地内東側、別敷地東側 548台
 - (2) 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前)荷さばき施設①、荷さばき施設② 754㎡
(変更後)荷さばき施設 181㎡
 - (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前)廃棄物保管施設①、廃棄物保管施設② 78㎡
(変更後)廃棄物保管施設①、廃棄物保管施設② 116㎡
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前)敷地内北側、別敷地北・東側、別敷地西・東側、敷地内北側 9箇所
(変更後)敷地内北側、別敷地北・東側、別敷地西・東側、敷地内北側 7箇所
- 4 変更年月日
 - (1)～(3)平成27年6月15日
 - (4)平成26年10月15日
- 5 変更する理由
 - (1)、(3)及び(4)においては利便性の向上及び安全性確保のため。
 - (2)においては現状で充足しているため。
- 6 届出年月日
平成26年10月14日
- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成26年10月31日から平成27年2月27日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1356号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成26年10月22日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成26年11月13日まで縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第3号-1	西牟婁郡白浜町才野字本野平504-2外2筆
平成26年度第3号-2	西牟婁郡白浜町中字小森1893-1外2筆
平成26年度第3号-3	西牟婁郡白浜町栄字長手1060-1外4筆

和歌山県告示第1357号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字坂本谷1133の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1358号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1359号

平成26年農林水産省告示第1389号（以下「告示第1389号」という。）で告示した保安林の指定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

和歌山県田辺市向山648

川根才助

和歌山県田辺市西大谷168

久保庄六

和歌山県田辺市西大谷168

久保虎一

和歌山県田辺市西大谷47

小碓福松

和歌山県田辺市北新町26

阪本熊太郎

和歌山県田辺市西大谷298

清水忠助

和歌山県田辺市西大谷128

清水長吉

和歌山県田辺市西大谷50

千本定一

和歌山県田辺市西大谷106

千本仁平

住所不明

千本傳太郎

和歌山県田辺市西大谷136-2

千本藤三

和歌山県田辺市西大谷179

永井あや子

和歌山県田辺市西大谷179

永井彌作

和歌山県田辺市西大谷179

永井芳男

和歌山県田辺市西大谷309

中村傳松

住所不明

畠山國太郎

和歌山県田辺市西大谷131-2

畠山庄作

和歌山県田辺市西大谷125

畠山惣三郎

住所不明

平岡金五郎

和歌山県田辺市西大谷298

平岡長太郎

和歌山県田辺市西大谷133

古湖亀一

和歌山県田辺市西大谷551

峯岡利一

和歌山県田辺市西大谷123

峯垣信一

2 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件

告示第1389号のとおり

和歌山県告示第1360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町小西字吉原314番2地先から同町小西字棚原166番2地先まで	旧	5.69 } 11.10	208.01	大門橋 L=50.00
同上	新	5.69 } 11.10	208.01	大門橋 L=50.00
海草郡紀美野町小西字吉原314番2地先から同町小西字朝日309番2地先まで	新	7.70 } 18.23	200.00	大門大橋 L=91.40

和歌山県告示第1361号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町小西字吉原314番2地先から同町小西字朝日309番2地先まで

供用開始の期日 平成26年11月17日 午後2時

和歌山県告示第1362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町真砂字真砂139番1地先から同町真砂字真砂122番地先まで	旧	4.18 } 7.72	67.14	
同上	新	8.24 } 10.46	67.14	

和歌山県告示第1363号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町真砂字真砂139番1地先から同町真砂字真砂122番地先まで

供用開始の期日 平成26年10月31日

和歌山県告示第1364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

和歌山市加太字出口2692番2地先から同市加太字北仲丁1388番地先まで	旧	4.45 ） 15.57	64.86	
同上	新	7.23 ） 16.52	64.86	

和歌山県告示第1365号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 和歌山市加太字出口2692番2地先から同市加太字北仲丁1388番地先まで

供用開始の期日 平成26年10月31日

和歌山県告示第1366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋津川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市上芳養字細谷4814番1地先から同市上芳養字細谷4722番6地先まで	旧	3.00 ） 13.40	141.20	
同上	新	8.60 ） 14.10	141.20	

和歌山県告示第1367号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 秋津川田辺線

供用開始の区間 田辺市上芳養字細谷4814番1地先から同市上芳養字細谷4722番6地先まで

供用開始の期日 平成26年10月31日

和歌山県告示第1368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺白浜線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町堅田字仲田1473番6地先から同町堅田字仲田1392番7地先まで	旧	8.80 ） 84.50	42.70	
同上	新	7.50 ） 14.20	42.70	

和歌山県告示第1369号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺白浜線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町堅田字仲田1473番6地先から同町堅田字仲田1392番7地先まで

供用開始の期日 平成26年10月31日

和歌山県告示第1370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高瀬古座停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町高池字元池701番地先から同町高池字元池682番地先まで	旧	4.36) 8.20	32.40	
同上	新	9.10) 15.45	32.40	

和歌山県告示第1371号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高瀬古座停車場線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町高池字元池701番地先から同町高池字元池682番地先まで

供用開始の期日 平成26年10月31日

和歌山県告示第1372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智勝浦古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町山手字浦地178番地先から同町山手字浦地94番1地先まで	旧	5.83) 9.88	324.20	
同上	新	9.05) 26.57	323.50	

和歌山県告示第1373号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町山手字浦地178番地先から同町山手字浦地94番1地先まで

供用開始の期日 平成26年10月31日

和歌山県告示第1374号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3281	有田郡有田川町大字下津野字紺屋垣内650番の一部	兵庫県伊丹市南野北一丁目12番13号 株式会社エヌ・エヌ・コーポレーション 代表取締役 則岡宏牟	平成 26. 10. 20	6.00	41.85

和歌山県告示第1375号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3269	紀の川市打田字出山699番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 26. 10. 22	6.00	54.32

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第13号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年10月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

労 働 委 員 会	事 務 局 長	
-----------	---------	--

」を

「

労 働 委 員 会	事 務 局 長	事 務 局 次 長
-----------	---------	-----------

」に改める。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

公 告

入 札 公 告

一斉受令端末賃貸に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成26年度

(2) 調達役務の名称

一斉受令端末賃貸

(3) 調達役務の内容

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

和歌山県総務部危機管理局総合防災課及び本県が指定する場所

(5) 業務期間

契約日から平成32年3月31日（火）まで

(6) 予定価格

事後公表

(7) 最低制限価格（事後公表）

なし

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成26年和歌山県告示第1352号に規定する一斉受令端末賃貸に係る競争入札参加資格を有する者とする。

3 資格審査申請書類の配布及び提出方法等

この一般競争入札の参加資格の申請に必要な事項は、平成26年和歌山県告示第1352号に規定する一斉受令端末賃貸に係る資格審査申請書類及びその配布方法等に定めるとおりとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2284

ファクシミリ番号 073-422-7652

(2) 期間

平成26年10月31日（金）から同年11月17日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間

5 入札説明書及び仕様書（以下「入札仕様書等」という。）を交付する場所及び期間等

- (1) 場所
4の(1)と同じ。
 - (2) 期間
4の(2)と同じ。
 - (3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、6に掲げる入札資格審査等説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年11月20日（木）午後5時までに和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 6 入札資格審査等説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館2階
防災研修室 205
 - (2) 日時
平成26年11月17日（月）午後2時から
- 7 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館2階
防災研修室 205
 - イ 入札日時
平成26年12月12日（金）午前11時から
 - ウ 開札場所
アと同じ。
 - エ 開札日時
イと同じ。
 - (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県から一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成26年12月12日（金）午前9時30分までに和歌山県総務部危機管理局総合防災課に必着するように行わなければならない。
- 8 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 9 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合において、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

11 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

12 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、7の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2284

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0114001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services / products to be required :

Lease of the simultaneous instructions receiving terminal

(2) Date and time for tender :

11:00 a.m. 12 December 2014 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 12 December 2014)

(3) Contact point for the notice :

Comprehensive Disaster Prevention Division, Emergency Management Bureau,
Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubaradori Wakayama City,
640-8585, Japan

TEL 073-441-2284

FAX 073-422-7652

e-mail e0114001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長近藤紀子から平成26年10月22日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成26年11月4日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長長谷英史から平成26年10月23日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成26年10月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成26年11月6日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間

3 場所 和歌山生協病院、おおみや診療所、生協中之島、生協芦原診療所、生協こども診療所、和歌山生協病院附属診療所、河西診療所、訪問看護ステーションレインボー、在宅介護支援センター和歌山生協病院、訪問看護ステーション生協みなみ、海南・海草総合介護支援センター「げんき」、わかやま虹の会特別養護老人ホームわかば、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、松寿苑、和歌山県民総合健診センター、和歌山県赤十字血液センター田辺出張所、済生会有田病院及びライフケア有田の和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。